

中国における専利（特許・実用新案・意匠）の存続期間



北京三友知識産権代理有限公司 吳 学鋒 弁理士

北京三友知識産権代理有限公司は 1986 年に設立され、2024 年現在所員数約 450 名、所属弁護士、弁理士約 180 名が所属する。専利（特許、実用新案、意匠）、商標の権利化業務をはじめ、知的財産権に関わる調査、鑑定、侵害対策または訴訟などの法律業務もサポートしている。吳 学鋒氏はパートナー弁理士であり、知的財産業務に携わって 30 年、専門分野は電気通信、コンピュータ技術であり、日本企業の知的財産部門にて数年間権利化業務に従事した経験を持つ。

【概要】

中国の専利（特許・実用新案・意匠）制度では、中国専利法（以下「専利法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、特許権の存続期間は出願日から 20 年、実用新案権の存続期間は出願日から 10 年となっており、そして 2021 年 6 月に施行となった第 4 次改正専利法で意匠権の存続期間が延長され、出願日から 15 年となった。さらに、同改正により、特許権の存続期間の延長に関する新しい規定も盛り込まれた。特許権の存続期間については、審査によって生じた遅延に対して延長することが可能となり、さらに、医薬品の発売を承認するための審査にかかる時間に対して、最大 5 年間の存続期間の延長が認められる。

【詳細及び留意点】

(1) 中国専利法の改正による「特許権利存続期間の変更」

1985 年 4 月 1 日に施行された最初の中国専利法では、特許権の存続期間が 15 年と規定されていた。1992 年の専利法改正により、特許権の存続期間は 20 年と改められた。さらに、世界貿易機関（WTO）の TRIPS 協定第 70 条の規定を履行するため、2001 年 12 月 10 日、国家知識産権局は「一部の特許権の存続期間延長の件」と題して、1992 年 12 月 31 日以前に出願され 2001 年 12 月 11 日時点で有効な特許権について、その存続期間を出願日から 20 年とした。

(2) 2000 年改正専利法第 9 条と 2001 年改正専利法実施細則第 13 条第 1 項による 「特許権利存続期間の実質的な延長」

2000 年改正専利法第 9 条では、「2 人以上の出願人がそれぞれ同様の発明について特許を出願したとき、特許権は最も先に出願した者に付与する」と規定されていたが、出願人が同一である場合に、抵触出願にあたるか否かについては規定されておらず、2001 年改正専利法実施細則第 13 条第 1 項において、「同様の発明には、1 件の特許しか付与されない」と規定されていた。

しかしながら、出願人が同一である場合に、2 件の特許のうち 1 件を自発的に放棄することで残る 1 件の特許権を存続させることは、専利法でも専利法実施細則でも禁止されていなかったため、実務上の運用では、同一出願人が同一の技術内容について、まず実用新案を出願し、実用新案の公告前に特許も出願するということが行われていた。この方法により、同一の技術内容について早期に実用新案権による保護を得る一方、特許権の付与時に先の実用新案権を自発的に放棄し、実質的に当該技術の特許権存続期間を延長することができた。

しかし、このような運用は、専利法第 3 次改正に伴って撤廃された。2008 年改正専利法第 9 条第 1 項および 2010 年改正専利法実施細則第 41 条では、同様の発明には 1 件の特許権しか付与されず、同一の出願人が同様の発明について特許と実用新案を併願する場合には、同日に出願し、かつ、出願の際に併願する事由を説明しなければならないと規定された。

したがって、同一出願人が同日に同様の発明について特許と実用新案を併願することには、当該技術内容について実用新案権による早期の保護を受けさせる効果しなく、当該技術内容の保護期間を実質的に延長することはできなくなった。

2021 年 6 月に施行となった第 4 次改正専利法において、特許権の存続期間の延長について、新たに規定されている。第 4 次改正専利法第 42 条第 2 項は「発明専利の出願の日から起算して満 4 年、かつ審査請求の日から起算して満 3 年後に発明

専利が付与された場合、国務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延は除外する」と規定している。

すなわち、米国特許法に規定されている特許期間の調整（35 U.S.C. 154 (b)）に類似の規定が、中国専利法の第 4 次改正によって導入された。ただし、米国特許法に規定されている特許期間の調整は、出願人による申請なしに米国特許商標庁によって判断され、出願人に通知されるが、中国の規定では、特許の登録を受けた権利者が権利存続期間の延長を申請し、審査官が延長を許可するか否かを審査すると規定されている（専利法実施細則第 84 条）。また、専利法実施細則第 77 条に「専利権期限補償の付与の請求を行う場合、専利権者は専利権付与の公告日から起算して 3 か月以内に国務院専利行政部門に提出する」と規定している。即ち、特許権者は、特許登録の公告の日から 3 か月以内に、自ら特許存続期間の延長申請をしなければならない。なお、専利法実施細則第 78 条第 1 項に、存続期間の延長日数は審査過程に生じた不合理な遅延の日数に基づき計算すると規定されている。そして、同条第 2 項には、この不合理な遅延の日数は、「発明専利の出願日から起算して満 4 年、かつ審査請求の日から起算して満 3 年の日から特許権付与の公告の日までの間の日数から、合理的な遅延の日数および出願人に起因する不合理な遅延の日数を差し引いた日数を指す」と規定している。さらに、同条第 3 項には、「合理的な遅延」について、拒絶査定不服審判による遅延、さらに権利帰属紛争を解決するため審査手続きの中断による遅延（専利法実施細則第 103 条）、または民事事件を審理または裁定手続き中に行われた保全手続きによる遅延（専利法実施細則第 104 条）などに起因する遅延を含むと規定している。

ここで特に注意すべきなのは、存続期間の延長には、除外規定があり、即ち、出願人に起因する遅延は除外される。なお、「出願人に起因する不合理な遅延」について、専利法実施細則第 79 条に規定されたように、出願人が指定期間内に応答しない、遅延審査を請求、または優先権出願に基づく補正をした場合などが含まれる。

さらに、専利法実施細則第 78 条第 4 項に規定しているように、専利法第 9 条第 1 項に規定の特許と実用新案の同日併願制度に基づき出願された特許について、存続期間の延長を適用しないとの除外規定にも注意すべきである。

次に、新薬の発売承認審査にかかる特許権存続期間の延長について、改正専利法第 42 条第 3 項に「新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で発売許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国务院専利行政部門は、専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与える。補償の期間は 5 年を超えず、新薬発売承認後の専利権の合計存続期間は 14 年を超えないものとする」と規定されている。なお、この規定に対応する日本国特許法第 67 条第 4 項に医薬品等の特許権の存続期間の延長に関する規定があり、同じ趣旨の規定である。

この規定の対象となる「新薬にかかる専利」について、専利法実施細則第 80 条において、新薬の製品、製造方法および医薬の用途にかかる専利と定義付けている。さらに、専利法実施細則第 81 条に、新薬にかかる特許の存続期間の延長申請は、発売の許可を得た日から 3 か月以内に提出しなければならないと規定し、そして、申請の条件として、かかる特許が有効であり、かつ新薬にかかる特許権存続期間の延長を受けていないと規定している。さらに、一つの新薬に複数の特許権が対応する場合、そのうち一つの特許権に対して延長を与え、または一つの特許権に複数の新薬が対応する場合、そのうち一つの新薬についてのみ特許権の延長を申請することが可能である。

なお、医薬品にかかる特許権の延長期間は、特許出願の日から新薬の発売許可の日までの期間から 5 年間を差し引いた期間、さらに、補償の期間は 5 年を超えず、発売許可の日から 14 年を超えないと規定されている（専利法第 42 条第 3 項、専利法実施細則第 82 条）。

さらに注意すべきなのは、医薬品にかかる特許の存続期間の延長が認められた場合、その延長期間において特許の権利範囲が制限を受けることである。専利法実施

細則第 83 条に、新薬にかかる特許権の延長期間において、特許の保護の範囲は許可を受けた新薬および当該新薬の適応症に限られると規定されている。

さらに、2021 年 6 月に施行となった第 4 次改正専利法では、ハーグ協定の加盟に伴う改正が実施され、意匠権の存続期間が 15 年と規定された。

(3) その他留意事項

医薬品の特許による保護に加えて、医薬品データの保護制度も存在している。中国医薬品管理法実施条例第 34 条によれば、「新型の化学成分」を含む医薬品のデータ保護期間は、製造業者または販売業者が国家食品薬品监督管理局より新規化学成分を含有する医薬品を製造または販売する承認を得た日から 6 年とされている。

「新型の化学成分」の「新型」とは、専利制度における新規性ではなく、中国で登録されておらず、発売されていないものであればよい。したがって、医薬品データの保護制度と専利制度の両者を組み合わせることにより、医薬品に関する保護期間を延長する効果を上げることができる。

【ソース】

- ・中国専利法（2020 年改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf

（日本語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

- ・中国専利法実施細則（2023 年改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20240120_1.pdf

（日本語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf

- ・医薬品管理法実施条例

(日本語) <http://www.cjpi.org.cn/zryyxxwjp/yaop/flfg/webinfo/2017/04/1492936747040431.htm>

・ 米国特許法 (2022 年 12 月 29 日施行)

(英語) https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

(日本語) <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)